

※1 コースの内容は、予告なく変更する場合があります。応募の際は近づくハローワークにお問い合わせください。

※2 訓練所の名称は、訓練場所において産学を中心に、訓練日数を受講し、「在宅」は在宅のままパソコンを活用し受講します。(注：月1回程度通所による訓練日数があります)。「企業実習付」は、訓練場所において3か月産学を中心に受講し、1か月企業で実習をします。

※3 備考の「託児」は、託児サービス付き訓練所とします。なお、託児の対象となる児童は、就学前の児童（児童福祉法第4条において定める乳児（満1歳に満たない者）及び幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者））です。

※1 コースの内容は、予告なく変更する場合があります。応募の際は最近の「ハローワーク」をお問い合わせください。

※2 訓練種別別の「産学」は、訓練場所において産学を中心に訓練月数を受講し、「企業実習付」は、訓練場所において3か月産学を中心に受講し、1か月企業で実習をします。

※3 備考の「託児」は、託児サービス付き訓練とします。なお、託児の対象となる児童は、就学前の児童（児童福祉法第4条において定める乳児（満1歳に満たない者）及び幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者））です。

※1 コースの内容は、予告なく変更する場合があります。応募の際は最近のハローワークにお問い合わせください。

※2 訓練場所の「産学」は、訓練場所において産学を中心に、訓練日数を受講し、「在宅」は在宅のままパソコンを活用し受講します。（注：月1回程度通所による訓練日数があります。）「企業実習付」は、訓練場所において3か月産学を中心に受講し、1か月企業で実習をします。

※3 備考の「託児」は、託児サービス付き訓練場とします。中心に託児の対象となる児童は、就学前の児童（児童福祉法第4条において定める乳児（満1歳に満たない者）及び幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者））です。

※1 コースの内容は、予告なく変更する場合があります。応募の際は近隣の「ハローワーク」をお問い合わせください。

※2 「訓練場所別の「産学」は、訓練場所において産学を中心に訓練科目を受講し、「在宅」は在宅のみでパソコンを活用し受講します。（注：月1回程度通所する訓練日があります。）「企業実習付」は、訓練場所において3か月産学を中心に受講し、1か月企業で実習をします。

※3 備考の「託児」は、託児サービス付き訓練となります。なお、託児の対象となる児童は、就学前の児童（児童福祉法第4条において定め乳児（満1歳に満たない者）及び幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者））です。

※1 コースの内容は、予告なく変更する場合があります。応募の際は近隣のハローワークにお問い合わせください。

※2 「訓練生特例の「産学」は、訓練場所において産学で学ぶに受講し、「在宅」は自宅のパソコンを活用し受講します。（注：月1回程度通所する訓練日があります。）「企業実習付」は、訓練場所において3か月産学を中心に受講し、1か月企業で実習をします。

※3 備考の「託児」は、託児サービス付き訓練となります。なお、託児の対象となる児童は、就学前の児童（児童福祉法第4条において定め乳児（満1歳に満たない者）及び幼児（満6歳から小学校就学の始期に達するまでの者））です。

令和7年度 委託訓練事業計画											令和7年6月6日 現在	
遠 野 地 区												
開始月	番号	訓練科名※1	定員	状況	募集期間	選考試験日	訓練期間	訓練月数	訓練種別※2	訓練場所	市町村	備考※3
7月	3	グラフィックデザイン科①	15		令和7年5月12日 ～ 令和7年6月17日	令和7年6月23日	令和7年7月1日 ～ 令和7年9月30日	3か月	座学	遠野職業訓練協会	遠野市	
8月	4	建設人材育成科	10		令和7年6月16日 ～ 令和7年7月22日	令和7年7月28日	令和7年8月5日 ～ 令和8年2月2日	6か月	座学	遠野職業訓練協会	遠野市	
9月	5	オフィススペシャリスト科②【DSS対応コース】	15		令和7年7月14日 ～ 令和7年8月19日	令和7年8月25日	令和7年9月2日 ～ 令和7年11月28日	3か月	座学	遠野職業訓練協会	遠野市	
	6	大型トラック免許取得講習科	10		令和7年8月1日 ～ 令和7年9月9日	令和7年9月17日	令和7年9月25日 ～ 令和7年11月13日	2か月	座学	遠野職業訓練協会	遠野市	
10月	7	Webデザイン科②	15		令和7年8月1日 ～ 令和7年9月16日	令和7年9月24日	令和7年10月1日 ～ 令和8年3月27日	6か月	座学	遠野職業訓練協会	遠野市	
12月	8	オフィススペシャリスト科③【DSS対応コース】	15		令和7年10月6日 ～ 令和7年11月18日	令和7年11月25日	令和7年12月2日 ～ 令和8年2月27日	3か月	座学	遠野職業訓練協会	遠野市	
	9	グラフィックデザイン科②	15		令和7年11月4日 ～ 令和7年12月11日	令和7年12月17日	令和7年12月25日 ～ 令和8年3月24日	3か月	座学	遠野職業訓練協会	遠野市	
3月	10	オフィススペシャリスト科④【DSS対応コース】	15		令和7年12月22日 ～ 令和8年2月12日	令和8年2月19日	令和8年3月3日 ～ 令和8年5月28日	3か月	座学	遠野職業訓練協会	遠野市	
※1 コースの内容は、予告なく変更する場合があります。応募の際は近頃のハローワークへお問い合わせください。												
※2 訓練種別欄の「座学」は、訓練場所において座学を中心に訓練月数を受講し、「在宅」は在宅のままパソコンを活用し受講します。（注：月1回程度通所による訓練日があります。）「企業実習付」は、訓練場所において3か月座学を中心に受講し、1か月企業で実習をします。												
※3 備考の「託児」は、託児サービス付き訓練となります。なお、託児の対象となる児童は、就学前の児童（児童福祉法第4条において定める乳児（満1歳に満たない者）及び幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者））です。												

※1 コースの内容は、予告なく変更する場合があります。応募の際は近隣のハローワークにお問い合わせください。

※2 コースの目標は、「産学」は、訓練場所において産学を中心に訓練日数を受領し、「在宅」は在宅のみまたはパソコンを活用し受領します。(注：月1回程度通所による訓練日数があります。)*「企業実習付」は、訓練場所において3か月産学を中心に受領し、1か月企業で実習をします。

※3 備考の「託児」は、託児サービス付き訓練所とします。中心に託児の対象となる児童は、就学前の児童(児童福祉法第4条において定める乳児(満1歳に満たない者)及び幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者))です。

※1 コースの内容は、予告なく変更する場合があります。応募の際は近近くのハローワークにお問い合わせください。

※2 訓練場所の「産学」は、訓練場所において産学を中心に訓練対象を受講し、「在宅」は在宅のままパソコンを活用し受講します。（注：月1回程度通所による訓練日があります。「企業実習付」は、訓練場所において3か月産学を中心に受講し、1か月企業で実習をします。

※3 備考の「託児」は、託児サービス付き訓練となります。なお、託児の対象となる児童は、就学前の児童（児童福祉法第4条において定める乳児（満1歳に満たない者）及び幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者））です。

※1 コースの内容は、予告なく変更する場合があります。応募の際は近づくのハローワークにお問い合わせください。

※2 訓練種別欄の「産学」は、訓練場所において産学を中心に訓練月数を受講し、「在宅」は在宅のみパソコンを活用し受講します。（注：1回帰還通所にある訓練日があります。）「企業実習付」は、訓練場所において3か月産学を中心に受講し、1か月企業で実習をします。

※3 備考の「託児」は、託児サービス付き訓練となります。なお、託児の対象となる児童は、就学前の児童（児童福祉法第4条において定める乳児（満1歳に満たない者）及び幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者））です。

新設コース

高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース

- 概ね60歳以上で訓練を受講し就職を希望する方のスキルアップやスキルチェンジを実現するための訓練コースです。加齢などに伴い学習内容や環境に不安がある方が安心して学べる訓練です。

高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース(4か月コース)

開始月	番号	訓練科名※1	定員	状況	募集期間	選考試験日	訓練期間			訓練場所		
12月	1	パソコン習得科【高齢者スキルアップ・スキルチェンジコース】	15		令和7年10月20日 ～ 令和7年12月11日	令和7年12月16日	令和7年12月23日 ～ 令和8年4月17日	4か月	座学	宮古職業訓練協会		宮古市

※1 コースの内容は、予告なく変更する場合があります。応募の際はお近くのハローワークへお問い合わせください。

※2 訓練種別欄の「座学」は、訓練場所において座学を中心に訓練月数を受講し、「在宅」は在宅のままパソコンを活用し受講します。(注:月1回程度通所による訓練日があります。)
「企業実習付」は、訓練場所において3か月座学を中心に受講し、1か月企業で実習をします。

※3 備考の「託児」は、託児サービス付き訓練となります。なお、託児の対象となる児童は、就学前の児童(児童福祉法第4条において定める乳児(満1歳に満たない者)及び幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者))です。

※コースの内容は、予告なく変更する場合があります。応募の際はお近くのハローワークへお問い合わせください。

わんこきょうだい



©わんこきょうだい

自分に合った技術・技能を
身につけて就職しませんか！

